

○ 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を改正する省令案新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案			現 行	
<p>(業務の停止等の報告)</p> <p>第五十七条 法第二十八条の規定による報告をしようとする者は、報告を要する事由が発生した後（通信の秘密の漏えいに係るものにあつては、それを知つた後）速やかにその発生日時及び場所、概要、理由又は原因、措置模様その他参考となる事項について適当な方法により報告するとともに、その詳細について次の表の上欄に掲げる報告の事由の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる様式により同表の下欄に掲げる報告期限までに報告書を提出しなければならない。</p>			<p>(業務の停止等の報告)</p> <p>第五十七条 法第二十八条の規定による報告をしようとする者は、報告を要する事由が発生した後（通信の秘密の漏えいに係るものにあつては、それを知つた後）速やかにその発生日時及び場所、概要、理由又は原因、措置模様その他参考となる事項について適当な方法により報告するとともに、その詳細について次の表の上欄に掲げる報告の事由の区分に応じ、それぞれ同表下欄に掲げる報告期限までに様式第五十の報告書を提出しなければならない。</p>	
報告の事由	様式	報告期限	報告の事由	報告期限
一 法第八条第二項の規定による電気通信業務の一部の停止	様式第五十	法第八条第二項の規定により電気通信業務の一部を停止した日から三十日以内	一 法第八条第二項の規定による電気通信業務の一部の停止	法第八条第二項の規定により電気通信業務の一部を停止した日から三十日以内
二 通信の秘密の漏えい	様式第五十の二	電気通信業務に関し通信の秘密の漏えいを知つた日から三十日以内	二 通信の秘密の漏えい	電気通信業務に関し通信の秘密の漏えいを知つた日から三十日以内
三 第五十八条で定める重大な事故	様式第五十の三	その重大な事故が発生した日から三十日以内	三 第五十八条で定める重大な事故	その重大な事故が発生した日から三十日以内
<p>附 則</p> <p>この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。</p>				

電気通信業務の一部停止報告書 (詳細)

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
(ふりがな)

住 所
(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

停止年月日及び時刻		再開年月日及び時刻	
停止状況			
停止理由			
措置模様			
業務の一部停止を確認した電気通信主任技術者の氏名 (自筆で記入したときには、押印を省略できる。)			

- 注 1 「措置模様」の欄は、利用者への対応を含め記載すること。
- 2 電気通信主任技術者の氏名は、法第 45 条第 1 項ただし書の規定により電気通信主任技術者を選任しない場合は、電気通信主任技術者規則 (昭和 60 年郵政省令第 27 号) 第 3 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定により配置する者を記載すること。
- 3 電気通信主任技術者の氏名は、電気通信主任技術者の選任を必要としない場合は、記載を要しない。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

事故報告書 (詳細)

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
(ふりがな)

住 所
(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

事故の種類	
発 生 年 月 日	復 旧 年 月 日
発 生 場 所	
発 生 状 況	
発 生 原 因	
措 置 模 様	
復 旧 に 要 す る 費 用	
事故に係る電気通信設備の概要	
事故の対策を確認した電気通信主任技術者の氏名 (自筆で記入したときには、押印を省略できる。)	

- 注 1 電気通信主任技術者の氏名は、法第 45 条第 1 項ただし書の規定により電気通信主任技術者を選任しない場合は、電気通信主任技術者規則 (昭和 60 年郵政省令第 27 号) 第 3 条の 2 第 1 項の規定により配置する者を記入すること。
- 2 電気通信主任技術者の氏名は、電気通信主任技術者の選任を必要としない場合又は通信の秘密の漏えいに係る事故であつて、電気通信主任技術者の監督の範囲外で発生したものである場合は、記入を要しない。
- 3 事故の種類は、「法第 8 条第 2 項による電気通信業務の一部停止」「通信の秘密の漏えい」「第 58 条で定める重大な事故」の区分によつて記入すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

通信の秘密の漏えいに関する報告書 (詳報)

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

印

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

発生年月日及び時刻	復旧年月日及び時刻
発生場所	
発生状況	
発生原因	
措置模様	
再発防止策	
通信の秘密の漏えいに係る電気通信設備の概要	
通信の秘密の漏えいに係る電気通信設備への対策を確認した電気通信主任技術者の氏名 (自筆で記入したときには、押印を省略できる。)	印

- 注 1 「措置模様」の欄は、利用者への対応を含め記載すること。
- 2 電気通信主任技術者の氏名は、法第 45 条第 1 項ただし書の規定により電気通信主任技術者を選任しない場合は、電気通信主任技術者規則 (昭和 60 年郵政省令第 27 号) 第 3 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定により配置する者を記載すること。
- 3 電気通信主任技術者の氏名は、電気通信主任技術者の選任を必要としない場合又は電気通信主任技術者の監督の範囲外で発生したものである場合は、記載を要しない。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

重大な事故報告書 (詳報)

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

印

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

発生年月日及び時刻	復旧年月日及び時刻
発生場所	
事故の原因となつた電気通信設備の概要	
発生状況	
措置模様 (事故対応状況)	
発生原因	
再発防止策	
利用者対応状況	
事故の対策を確認した電気通信主任技術者 (自筆で記入したときには、押印を省略できる。)	

印

注 1 「発生場所」の欄は、当該事故の原因となつた電気通信設備の設置場所 (住所・建物名等) を記載すること。

2 「事故の原因となつた電気通信設備の概要」の欄は、当該設備の名称等を記載し、当該設備の役割が分かる設備構成図等を添付すること。

3 「発生状況」の欄は、当該事故が影響を与えた電気通信役務の概要説明及び影響利用者数を記載するとともに、影響を与えた地域を記載又は影響範囲の地図等を添付すること。なお、当該事故が断続的に発生したこと等により記載内容が時間によつて変化した場合は、それぞれの内容を記載すること。

4 「措置模様」の欄は、事故の発生時、認知時、復旧作業経過、後日対応等に応じた措置模様を、日時とともに記載すること。

5 「発生原因」の欄は、当該事故の発生の原因となつた電気通信設備及び行為がどの

ような影響を与えて事故を発生させたのか記載すること。

- 6 「再発防止策」の欄は、当該事故に係る再発防止策、同様の事故の発生を防ぐための再発防止策及びそれらの実施完了日又は実施予定時期を記載すること。
- 7 「利用者対応状況」は、利用者からの申告（苦情）数並びに事故に係る広報の手段（ホームページの掲載、報道発表等）、日時及びその内容を記載すること。
- 8 「事故の対策を確認した電気通信主任技術者」の欄は、法第45条第1項ただし書の規定により電気通信主任技術者を選任しない場合は、電気通信主任技術者規則（昭和60年郵政省令第27号）第3条の2第1項又は第2項の規定により配置する者の氏名を記載すること。
- 9 電気通信主任技術者の氏名は、電気通信主任技術者の選任を必要としない場合は、記載を要しない。
- 10 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。